

守谷市人事行政の運営等の状況の公表について

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、令和4年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

令和5年8月1日

守谷市長 松丸 修久

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	令和4年度 当初職員数	令和4年度 中途採用者数	令和4年度 退職者数	令和5年度 採用者数	令和5年度 当初職員数
行政職	416 (19)	1	16	28	429 (15)
技能労務職	4 (1)	0	0	0	4 (2)
合計	420 (20)	1	16	28	433 (17)

※ 職員数には常時勤務の再任用者を含みます。（ ）は内数で常時勤務の再任用職員数です。

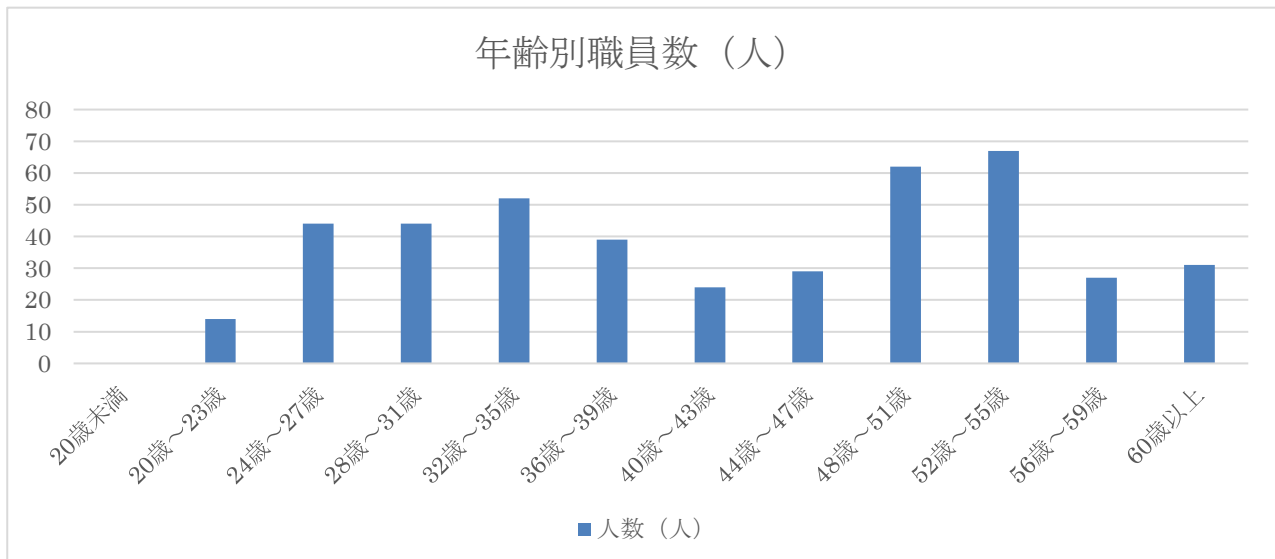
※ 国等の人事交流に伴う採用者・退職者を含みます。

※ 育児休業等代替任期付職員の採用者を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
人数 (人)	0	14	44	44	52	39	24	29	62	67	27	31
構成比 (%)	0.0	3.2	10.2	10.2	12.0	9.0	5.5	6.7	14.3	15.5	6.2	7.2

年齢別職員数（人）



(3) 行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

標準的な 職務内容	1級 主事・技 師	2級 主事・技 師	3級 主任	4級 係長	5級 課長補佐	6級 課長	7級 部長・次 長
職員数 (人)	59	81	92	99	39	25	19
構成比 (%)	14.3	19.6	22.2	23.9	9.4	6.0	4.6

(4) 退職者の状況（令和4年度）

(単位：人)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	再任用満了	合計
4	4	8	0	0	16

(5) 採用試験の状況（一般事務）

受付期間：令和4年7月11日～令和4年8月1日

一次試験実施日：令和4年8月19日～令和4年8月22日（WEB試験）

二次試験実施日：令和4年9月17日、令和4年9月18日

最終試験実施日：令和4年10月22日、23日

【職種別応募状況】

職種	募集人数 (人)	申込者数 (人)	受験者数(A) (人)	最終合格者数 (B) (人)	競争率(A)/(B) (倍)
一般事務A	13人程度	213	176	19	9.3
一般事務A（土木 工学）	3人程度	10	7	3	2.3
一般事務B （障がい者）	1人程度	14	12	0	—
保育士	3人程度	24	20	5	4
保健師	2人程度	5	5	1	5
合計	22人程度	266	220	28	7.9

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

【評価の内容】

- ・対象者 行政職及び技能労務職
- ・評価期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・評価区分 業績評価・能力評価

【人事評価結果（令和4年度）】

区分	S	A	B	C	D	計
職員数 (人)	0	35	318	36	3	392
構成比 (%)	0.0	8.9	81.1	9.2	0.8	100
昇給幅	8号給	6号給	4号給 (標準)	2号給	なし	

※人事評価の結果は、昇給や昇格、勤勉手当に反映させています。

(2) 昇格試験の状況

(単位:人)

区分	受験者数	昇格者数
課長補佐職試験	27	4
係長職試験	20	3

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況(令和3年度普通会計決算額)

(単位:千円)

職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (E/A)
	給料 (B)	職員手当 (C)	期末勤勉手当 (D)	合計 (B+C+D= E)	
371	1,225,010	341,517	546,780	2,113,307	5,696

(2) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日)

令和2年	令和3年	令和4年
96.9	96.1	96.1

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(3) 初任給、平均年齢、平均給料月額月額(令和5年4月1日現在)

区分	初任給	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職	大卒 185,200円	41.6歳	306,185円	389,127円
	短大卒 165,600円			
	高卒 154,600円			
技能労務職	高卒 161,500円	55.5歳	332,450円	376,894円
	中卒 147,700円			

※ 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)の合計額をいいます。

(4) 職員手当(令和4年度)

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200月分	0.950月分
	12月期	1.200月分	1.050月分
	計	2.400月分	2.000月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 … 役職加算 5~15%			
退職手当		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置 … 定年前早期退職特例措置 2~20%加算		

地域手当	支給率 11%			
管理職手当	部長	次長	課長	課長補佐
	85,000 円	70,000 円	60,000 円	45,000 円
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 1 人につき 10,000 円 ・ 父母等 1 人につき 6,500 円 ・ 扶養親族である子のうち満 15 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算 			
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の場合（家賃 12,000 円を超える場合に限る。） 家賃の額に応じて月額 28,000 円を限度に支給 			
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車・バスを利用する場合 6 箇月定期の額を基本として、1 箇月当たり 55,000 円まで支給 ・ 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円～31,600 円を支給 			

(5) 特別職の報酬等の状況（令和 4 年度）

ア 給料・議員報酬等

区分	給料・報酬の月額		期末手当		加算措置
市長	給料	800,000 円	6 月期	1.625 月分	役職加算 15%
副市長		646,000 円	12 月期	1.675 月分	
教育長		604,000 円	計	3.300 月分	
議長	報酬	430,000 円	6 月期	1.600 月分	
副議長		397,000 円	12 月期	1.650 月分	
議員		367,000 円	計	3.250 月分	

イ 退職手当

区分	算定方式	1 期（4 年）の手当額	支給時期
市長	給料月額×5.5×在職年数	17,600,000 円	任期毎
副市長	給料月額×3.1×在職年数	8,010,400 円	
教育長	給料月額×2.4×在職年数	5,798,400 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

(2) 休暇（令和5年4月1日現在）

休暇の種類	内容
年次休暇	4月1日を基準として、1年につき20日付与され、残日数は翌年に20日まで繰越すことができる
夏季休暇	6月1日から9月30日までの期間内に6日の範囲内の期間
療養休暇	公務による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、1年以内において必要と認められる期間 私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、90日以内（事由により180日以内）において必要と認められる期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別な事由があり勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
介護休暇	配偶者・父母等が負傷、疾病又は高齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合で、連続する6月以内の期間において必要と認められる期間 勤務しない期間は無給
育児休業	子を養育する職員に対して、その子が3歳に達するまでの必要な期間 勤務しない期間は無給
部分休業	子を養育する職員に対して、その子が小学校就学始期に達するまでの期間で、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間を超えない範囲内 取得した時間に応じて、給与は減額支給

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和4年度）

（単位：人）

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	4	0	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	4	0	4

※ 分限処分とは、職員が一定の理由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分

※ 降給：現に決定されている給料の額より低い額に決定する処分

降任：現に有する職務の職を下位のものに任命する処分

休職：職を保有させたまま、一定の期間職務に従事させない処分

免職：公務能率維持の観点から、職員の意に反してその身分を失わせる処分

(2) 懲戒処分者数（令和4年度）

（単位：人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係	0	0	0	0	0
公務外非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	0	0	1	0	1
監督責任	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	1

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として科す処分

※ 戒告：服務規律違反の責任を確認するとともに、その処分を戒める処分

減給：給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分

停職：一定期間職務に従事させない処分

免職：職員としてその身分を失わせる処分

6 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

年度	休暇取得一人当たり平均日数
令和4年度	13.2日

(2) 育児休業、介護休業の取得状況

ア 育児休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

（単位：人）

育児休業 取得者数 (人)	育児休業承認期間ごとの内訳（人）					
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以 下	1年6月超 え 2年以下	2年超え 2年6月以 下	2年6月超 え
13	6	3	0	0	0	4
男性 6	6	0	0	0	0	0
女性 7	0	3	0	0	0	4

イ 育児部分休業の承認期間の状況（令和4年度の新規承認者）

（単位：人）

育児部分 休業取得者 数（人）	育児部分休業承認期間ごとの内訳（人）					
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
5	0	1	0	0	3	1
男性 0	0	0	0	0	0	0
女性 5	0	1	0	0	3	1

ウ 介護休業の承認期間の状況（令和4年度新規承認者）

（単位：人）

介護休業 取得者数 (人)	介護休業承認期間ごとの内訳（人）					
	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
0	0	0	0	0	0	0
男性 0	0	0	0	0	0	0
女性 0	0	0	0	0	0	0

7 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況

(単位:人)

	研 修 名	研 修 機 関	対 象 者	受 講 者
特別研修 ・ 専門研修	地方自治制度講師養成研修	茨城県自治研修所	指定職員	2
	地方財務事務講師養成研修			1
	文書事務講師養成研修			4
	公務員倫理指導者養成研修			1
	行政法講座		希望職員	1
	地方自治講座			2
	法制執務講座			2
	シティプロモーション講座			2
	DX 研修			4
	危機管理講座			1
	業務マニュアル作成力向上講座			2
	OJT 研修			2
	窓口クレーム対応研修	常総地方広域市町村圏 事務組合	希望職員	6
	アサーティブ・コミュニケーション研修			4
	タイムマネジメント研修			4
	会計年度接遇研修	守谷市	指定職員	23
	情報関係研修 (eラーニング)	各種団体・民間企業	指定職員	364
	その他研修		希望職員	8
小 計				433
	研 修 名	研 修 機 関	対 象 者	受 講 者
階層別研修	新規採用職員庁内研修	守谷市	新規採用職員	16
	管理職研修		管理職員	17
	階級別人事評価研修		全職員	786
	消防団規律訓練		新規採用職員	14
	新規採用職員課程	茨城県自治研修所	新規採用職員	17
	新任部長等課程		新任部長級職員	4
	新規採用職員前期課程研修	常総地方広域市町村圏 事務組合	新規採用職員	17
	新規採用職員後期課程研修		新規採用職員	16
	第一部職員課程研修		採用後2年から 5年の職員	23
	第二部職員課程研修		採用後6年から 10年の職員	14
第三部職員課程研修	採用後10年以		4	

		上の職員	
	監督者第一部課程研修	新任係長職員	10
	監督者第二部課程研修	係長昇任後3年以上の職員	5
	新任課長補佐研修	新任課長補佐職員	6
	現任課長補佐研修	課長補佐昇任後3年以上の職員	7
	新任課長研修	新任課長職員	4
	小 計		960
合 計			1393

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利

(単位:人)

事業名	実施内容	人数
各種健康診断	定期健康診断	360
	胃がん健診	37
	子宮がん検診	27
	乳がん検診	25
	大腸がん検診	44
	肺がん検診	10
	前立腺がん検診	19
	肝炎健診	11
	骨粗しょう症健診	2
	人間ドック	157

※ 会計年度任用職員を含む

(2) 利益の保護の状況

報告事項	取扱状況
給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申立ての状況	該当なし

※ 地方公務員法第 46 条又は第 49 条の 2 の規定に基づき、公平委員会に対して行う勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に対する不服申立ての状況です。